

もっと知ろう！「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約」とは？

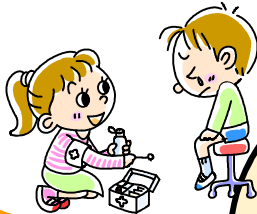
平成元（1989）年国連総会で「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が選ばれました。世界中のすべての子どもたちがもつ権利について書かれていて、18歳未満の子ども全員に権利があると決められました。子どもが大人と同じように一人の人間として人権をもっていることが認められ、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

日本は平成6（1994）年にこの条約を守ろうと決めました。現在世界196の国と地域がこの条約を守ることが約束されています。この条約の定められている権利には、大きく分けると次のようなものがあります。

生きる権利



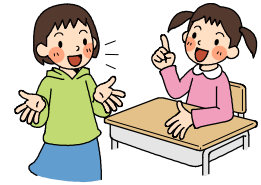
- ・ 住む場所や食べ物がある。
- ・ 病気やけがをしたら治療を受けられ、防げる病気などで命を失わない。



育つ権利



- ・ 教育を受け、休んだり、遊んだりできる。
- ・ 考えることや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができる。



子どもの権利条約 「4本の柱」

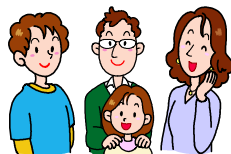
子どもの最善の利益を！

子どもに関係のあることを行う時には、子どもに最もよいことは何かを第一に考えなければなりません。

守られる権利



- ・ あらゆる種類の虐待や搾取などから守られる。
- ・ 障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られる。



参加する権利



- ・ 自由に意見を表明したり、集まってグループを作ったり、自由な活動をしたりできる。



自分のもっている権利を知ることは、相手の権利について考えることにつながります。権利が守られた環境の中で自分らしく過ごすことで、自己肯定感が高まります。

子どもも大人も自分らしさを発揮しながら、よりよい生き方を目指せる社会を、一緒につくっていきましょう。

すべてのこども・おとなに知ってほしい！

「こども基本法」とは？

令和5(2023)年4月「こども基本法」がスタートしました。日本が「子どもの権利条約」をみんなで守ろうと決めてから29年経ちますが、虐待や不登校、いじめ、貧困等、こどもや子育てを取り巻く状況は厳しくなっています。

そのような中、「子どもの権利条約」で大切にされている考え方に基づいて、子どもを主人公につくられた日本で初めての法律が「こども基本法」です。たくさんの大人たち、そしてこどもや若者、みんなで意見を出し合っ、て、「こども真ん中社会」を実現させましょう。

こども施策は、次の6つの基本理念(大切な考え方)をもとに行われます。

すべてのこどもは

- 大切にされる。
- 基本的な人権が守られる。
- 差別されない。



- 大事に育てられる。
- 生活が守られる。
- 愛される。
- 保護される権利が守られる。
- 平等に教育を受けられる。



- 自分に直接関係することに意見を言える。
- 様々な活動に参加できる。



- こどもの意見が大事にされる。
- こどもにとって最もよいことが優先して考えられる。



※上の四項目には、「子どもの権利条約」の基本的な考え方が含まれています。

- 子育て家庭への十分なサポートが行われる。
- すべてのこどもに家庭と同じような環境を用意する。

- 夢を持ち、喜びを感じられる社会を実現する。



「こども真ん中社会」の実現を！

「こども真ん中社会」の主役はこどもたちです。

「こども真ん中社会」の実現に向けて、みんなで一緒にできることを考えていきましょう。

鹿児島県教育庁人権同和教育課